

鋼船規則

規則

P 編

海洋構造物等

2017 年 第 1 回 一部改正

2017 年 6 月 1 日 規則 第 21 号

2017 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

2017 年 2 月 20 日 理事会 承認

2017 年 5 月 9 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2017 年 6 月 1 日 規則 第 21 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

P 編 海洋構造物等

改正その 1

2 章 材料及び溶接

2.2 材料

2.2.1 を次のように改める。

2.2.1 一般

- 1. ~~船体用~~圧延鋼材の種類は、表 P2.1 による。
- 2. ~~船体用~~圧延鋼材を使用する場合、引張強度に対する材料による係数(K)は、表 P2.2 による。
- 3. 船体構造用材料の使用区分は表 P6.1 から表 P6.6 によるが、設計温度が -50°C 以下及び使用される板厚が 70 mm を超える場合の圧延鋼材は、本会の適当と認める材料でなければならない。
- 4. 長期位置保持のための設備に使用されるアンカー、ワイヤロープ等の材料は、本会の適当と認めるものでなければならない。

表 P2.1 を次のように改める。

表 P2.1 船体用圧延鋼材の種類

使用材料	K 編で規定する記号	本編で使用する記号
軟鋼	KA	KA
	KB	KB
	KD	KD
	KE	KE
高張力鋼	KA32,KA36,KA40	KAH
	KD32,KD36,KD40	KDH
	KE32,KE36,KE40	KEH
	KF32,KF36,KF40	KFH
構造用調質 海洋構造物用 高張力圧延鋼材	KA420,KA460,KA500	AQ1
	KA550,KA620,KA690	AQ2
	KA890,KA960	—
	KD420,KD460,KD500	DQ1
	KD550,KD620,KD690	DQ2
	KD890,KD960	—
	KE420,KE460,KE500	EQ1
	KE550,KE620,KE690	EQ2
	KE890,KE960	—
	KF420,KF460,KF500	FQ1
	KF550,KF620,KF690	FQ2

表 P2.2 を次のように改める。

表 P2.2 引張強度に対する材料による係数

圧延鋼材の種類	材料記号	係数 (K)
軟鋼	KA,KB,KD,KE	1.0
高張力鋼	KA32,KD32,KE32,KF32	0.78
	KA36,KD36,KE36,KF36	0.72
	KA40,KD40,KE40,KF40	0.68
構造用調質 海洋構造物用高 張力圧延鋼材	KA420,KD420,KE420,KF420	*
	KA460,KD460,KE460,KF460	*
	KA500,KD500,KE500,KF500	*
	KA550,KD550,KE550,KF550	*
	KA620,KD620,KE620,KF620	*
	KA690,KD690,KE690,KF690	*
	KA890,KD890,KE890	*
	KA960,KD960,KE960	*

(備考) *印は、本会の適当と認めるところによる。

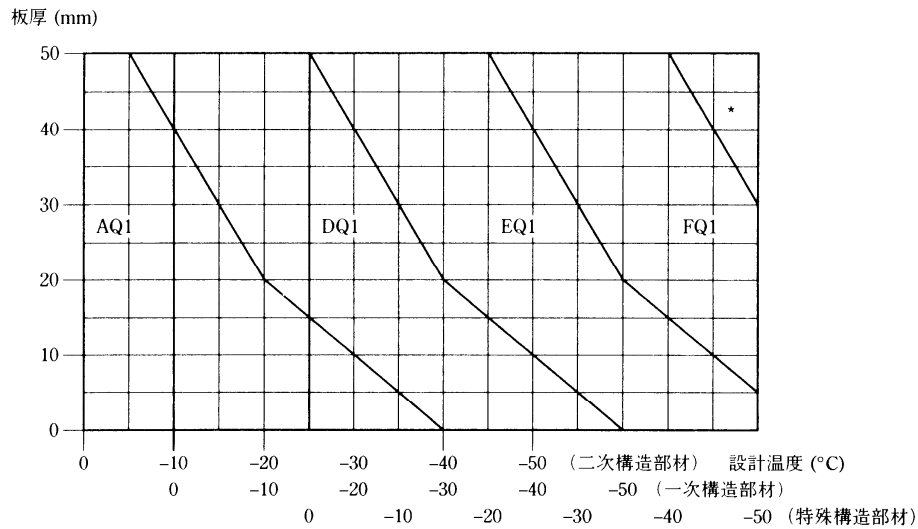
6章 船体構造

6.2 構造用材料

6.2.2 鋼材の使用区分

図 P6.3 及び図 P6.4 の表題を次のように改める。

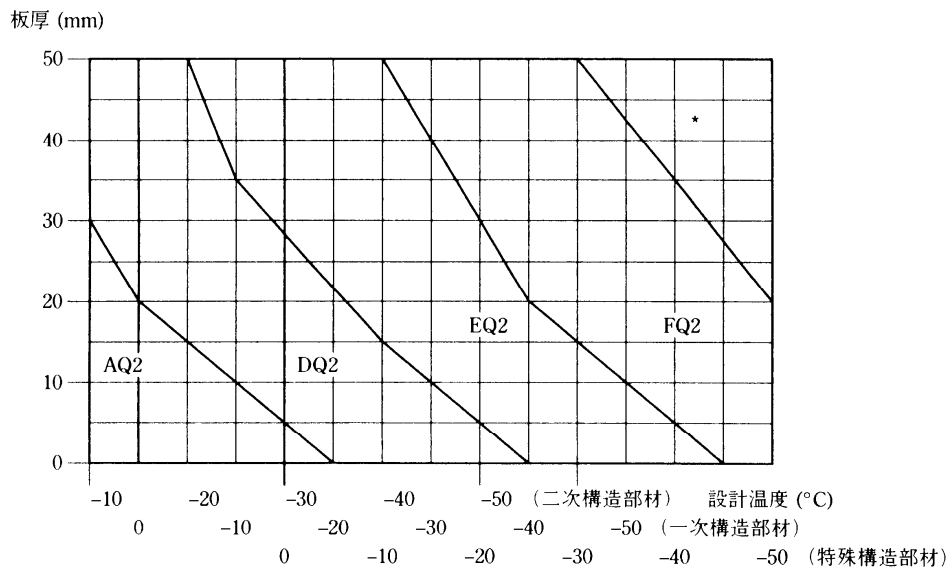
図 P6.3 調質海洋構造物用高張力圧延鋼材(AQ1, DQ1, EQ1 及び FQ1)の使用区分



(注)

図中*を付した範囲は、本会の適当と認める鋼材とする。

図 P6.4 調質海洋構造物用高張力圧延鋼材(AQ2, DQ2, EQ2 及び FQ2)の使用区分



(注)

図中*を付した範囲は、本会の適当と認める鋼材とする。

附 則（改正その1）

1. この規則は、2017年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた海洋構造物等に使用される海洋構造物用高張力圧延鋼材（以下、鋼材という）であって、施行日前に検査申込みのあった鋼材については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement(PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No. 29 (Rev. 0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

14 章 防火構造及び脱出設備

14.3 貯蔵船

14.3.2 防火構造

-1.を次のように改める。

-1. 引火点が 60℃以下の液体を貯蔵する船舶の防火構造は、**R 編 4.5.1 (-8.を除く。)**，**4.5.2** 及び **9 章**の規定も準用しなければならない。

14.4 引火又は爆発等の危険がある作業に従事する船舶

14.4.2 を次のように改める。

14.4.2 防火構造

船舶の防火構造は、**14.2.2**，**14.3.2** 又は **R 編 4.5.1 (-8.を除く。)**，**4.5.2** 及び **9 章**のいずれかの規定を準用しなければならない。

附 則（改正その2）

1. この規則は、2017 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以降に製造中登録検査申込み又は改造検査申込みをする船舶以外の船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。